5　食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図

⑴　市町村立学校（名古屋市を除く）の場合

食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図
（市町村立学校（名古屋市を除く）の場合）

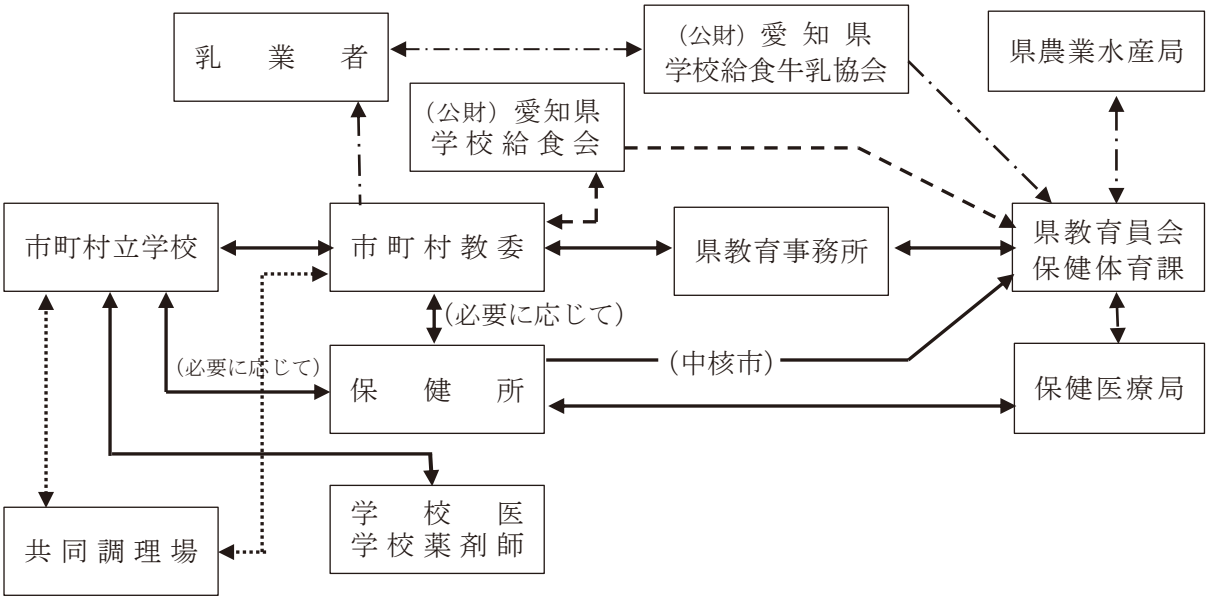

報告・連絡※は ←――→ を基本とし、以下の場合は、基本とともに連絡する。

パン・米飯（委託加工）・麺類　- - - - →

牛乳　―・―・→

共同調理場方式　……→

※　県教育委員会・保健所（必要に応じて）への連絡

⑴　食中毒（疑いを含む）

⑵　異物混入等の場合は以下の場合

①　健康被害があった場合

②　健康被害が生じるおそれがある場合で、かつ、幼児児童生徒に提供されたり、被害が一般に及んだり、他施設でも起こる可能性がある場合

⑶　報道機関へ情報提供する場合